

令和3年8月27日

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、国は、急速な感染拡大から、東京都における緊急事態宣言を9月12日まで延長することを決定しました。現在、感染症の流行の主体となっていると言われる変異株は、若年層にも感染するリスクが高く、市内の感染者数も増えている状況です。

つきましては、現下の厳しい感染状況を踏まえ、各市立学校において、引き続き、下記のとおり、基本的な感染症対策を一層徹底してまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

学校における教育活動の継続と児童・生徒の学びの保障の観点から、改めて以下の事項に取り組みます。

- (1) 家庭との緊密な連携を図りながら、全児童・生徒に対し、感染防止対策の徹底について指導する。
- (2) 学校の感染防止対策の総点検を行い、必要な対策を確実に実行する。
- (3) 緊急事態宣言の趣旨の徹底を図り、全児童・生徒に対し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
- (4) 教職員は、児童・生徒を指導する立場にあることを自覚し、勤務時間内外を問わず、不要不急の外出自粛等の感染防止対策を確実に実行する。

2 基本的な感染症対策の徹底

次の基本的な感染症対策を一層徹底します。

- 3密の回避（3つの密（密閉、密集、密接）が重なることを避けるとともに、できる限りそれぞれの密も避ける。）、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用^{*}）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
- 常時換気又は30分に1回の換気
- 教室等の清掃又は消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

*マスクの着用

- ① 新型コロナウイルスのデルタ株は、従来株より感染力が強く、マスクを着用していない場合の身体距離について、従来株が1.2m程度に対し、デルタ株は1.8m程度の距離が必要とされています。そのため、感染予防の観点から、体育の時間や部活動、外遊びなどのマスクを外す場面では、児童・生徒同士の間隔を1.8m程度空けるよう指導します。
- ② マスクにおける飛沫の透過率について、不織布のマスク、布マスク、ウレタン製のマスクのうちでは、不織布のマスクが最も低く、感染予防の観点からは、不織布のマスクを顔にフィットさせて着用することが望ましいとされています。このことにより不織布のマスク以外の使用を学校において制限するものではありませんが、各家庭の感染予防策として参考にしてください。

3 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動の一時停止

- (1) 緊急事態宣言期間中、各教科等において、万全を期してもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行ないません。
- (2) 児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や活動についても、学校規模により十分な距離が取れない場合は、屋外での実施や学年・学級単位での実施などにより児童・生徒同士の距離を十分取るようにしたり、ICT機器等を活用して各教室で実施したりするなど、各学校の実態に応じて工夫します。
- (3) 学期中のプール指導については、感染症対策を講じた上で実施します。

4 校外学習等の実施

学校近隣（徒歩で移動できる範囲）の校外での学習については、感染症対策を徹底した上で実施します。また、府中市美術館及び府中市郷土の森博物館等、市内施設を活用した校外学習については、徒歩又は借上げバスの利用により実施します。

5 小・中学校における部活動の取扱い

現在の感染状況を踏まえ、部活動については活動日や活動時間を制限します。
取扱いの詳細は、別途通知します。

6 学校と家庭との緊密な連携による感染防止策等の徹底

(1) 家庭における感染症対策の徹底

家庭内での感染を防ぎ、外から校内にウイルスを持ち込まないために、次の基本的な感染症予防策の実施と、児童・生徒等に発熱等の症状がある場合、同居家族に発熱やPCR検査を受けるなどの感染疑いがある場合には、無理をして登校しないことを改めてお願いします。

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしております。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。

7 その他

- (1) 健康面や生活面で学校に知らせておきたいことがありましたら、在籍する学校へ御相談ください。また、別紙のとおり学校外の相談窓口もございますので、御活用ください。
- (2) 今後、国や都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室
TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第五中学校
TEL 042(363)9125